

科目名	知的財産権法Ⅱ	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群	
			法学部	□ 必修 ■ 選択
英文表記	Intellectual Property Right II	開講年次	□ 1年 □ 2年 ■ 3年 □ 4年	
		開講期間	□ 前期 ■ 後期 □ 通年 □ 集中	
ふりがな	くまがい しげる	実務家教員担当科目	修得単位	2単位
担当者名	熊谷 繁	実施方法	□ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用	
授業のテーマ	知財立国をテーマにしている日本国において、大学や企業における知的財産活動を促進するために、知的財産権に関する基礎的知識を習得し、社会に貢献できるようになる。			
到達目標	知的財産権法Ⅰおよび知的財産権法Ⅱを通して、知的財産権の種類及び概要を説明できるようになる。			
授業概要	知的財産権の内容である各種法律を体系的に説明する。			
授業計画				
第1回	著作権の目的、定義、権利主体、権利内容			
第2回	著作者の権利、著作隣接権			
第3回	演出家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者の権利			
第4回	著作権の保護客体、著作物の種類、二次的著作物			
第5回	編集著作物、データベースの著作物、権利の目的とならないもの、パブリシティ権			
第6回	共同著作、法人著作、映画の著作物の著作者および著作権者			
第7回	著作者人格権、著作者人格権侵害みなし			
第8回	著作権の種類、複製権、上演・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、			
第9回	譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権等、二次的著作物の利用、著作権侵害みなし			
第10回	著作権の制限規定、私的使用目的の複製、図書館等における複製、引用、点字による複製等			
第11回	営利を目的としない上演等、情報公開法による開示のための利用			
第12回	出所明示、複製物の目的外利用 著作者人格権との関係			
第13回	著作権の保護期間、保護期間の計算方法			
第14回	著作権の登録制度、著作権に関する国際条約			
第15回	国際的知的財産権法、パリ条約、特許協力条約			
第16回	定期試験			
授業時間外の学習	日頃から毎日のニュース等に十分に注意を払い、知的財産権に関心を持つこと			
履修条件 受講のルール	知的財産権法Ⅰおよび知的財産権法Ⅱは連続する内容であり、両方必ず履修すること。 授業の前にはシラバスに目を通して、授業の内容を把握すること。			
テキスト	なし			

参考文献・資料	知的財産権法文集、編集・発行所 一般社団法人発明推進協会
成績評価の方法	定期試験結果と受講態度を基に、総合的に判断します。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	火曜日、14:00~16:30
成績評価基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	特許庁の審査官・審判官としての経験、その後の弁理士としての経験を生かして、様々な事項について解説を行う。
学生へのメッセージ	情報化社会で知的財産権を知らないと、いつの間にか権利侵害となっていることに気づかずに大きな失敗を招く恐れがあり、自分自身で判断できるように知的財産権について学びましょう。